

令和3年3月18日（木）

経済戦略局総務部総務課長以下、市職経済局支部長以下との本交渉

（所属）

それでは、10月24日に申入れのあった事項について、口頭による事項も含めて、当局の考え方を回答いたします。

回答に先立ち、「セーフティネット保証4号」等の認定等業務及び「営業時間短縮協力金」業務にかかり、昨年度末より局内の組合員の皆さまに応援にご協力いただいております、この場を借りてお礼申し上げます。

それでは、申入れに対する当局の考え方について、回答いたします。

令和3年度の業務執行体制に関しまして、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編等については管理運営事項であり、職制が自らの判断と責任において行うものではありませんが、単に職員数だけを削減することは、円滑な業務執行体制に支障をきたし、複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応できないといった事態を招きかねません。

そのため、業務執行体制の確立にあたっては、真に必要な市民サービスの低下をきたすことのないよう、事務事業の精査を加えながら、業務内容と業務量に見合った執行体制を構築していきたいと考えています。

令和3年度につきましては、所管事業をより一層効果的に推進するため、中小企業支援施策の集約に伴う一部組織改編を予定しており、また、2025年大阪・関西万博の開催に向けた準備等重点施策にかかる業務執行体制の強化を予定しておりますが、これに伴う勤務労働条件の変更は、現在見込んでおりません。

時間外労働時間の縮減につきましては、全庁的な取組みである「時間外勤務の縮減にかかる方針」に沿って職制として取り組むべき重要な事項であると認識しており、適切な時間外勤務の執行管理に取り組むとともに、年次休暇につきましても、引き続き、計画的な休暇取得の促進及び休暇を取りやすい職場環境づくりに努めてまいります。また、労働安全衛生対策として安全衛生委員会を定期的開催し、職員の健康増進に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大への対応として、当局におきましては、所管施設の感染拡大防止対策の充実や大阪経済の再生に向けた事業継続及び新たな事業環境への適応支援、さらに、消費や需要の喚起に向けた事業などに取り組んでおり、これらの業務に対応するため、業務内容と業務量に見合った執行体制の構築をめざして、会計年度職員の採用や本務職員の配置など、段階的ではありますが、体制強化を図ってまいりました。

しかしながら、「セーフティネット保証4号」等の認定業務や「営業時間短縮協力金」交付等業務については、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業への事業継続支援に関わる業務であり、迅速に対応する必要があることから、制度変更等により臨機の対応が必要となった場合には、局内から数名の職員による応援を含めた体制を臨時的に整備し、業務にあたっているとこ

ろです。

今後も業務内容と業務量に見合った執行体制の構築に努めてまいります。上記の局内職員の応援が必要となる場合には、業務量の精査、検討を行ったうえで必要最小限度の人数とするとともに、それぞれの職場の繁忙状況等を勘案し、特定の職員へ負担が集中することのないよう努めてまいります。

市民や中小企業者へのサポート体制を低下させることなく、引き続き局一丸となって大阪経済の下支えに取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

仕事と子育ての両立につきましては、「仕事と生活の両立支援プラン ～ワーク・ライフ・バランスの実現をめざして～」（大阪市特定事業主行動計画）のもと、職員が各々の職責を十分に果たしながら安心して子育てを行えるように、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスを確保できる職場づくりに取り組んでいくべきものと認識しています。

会計年度任用職員につきましては、今年度当初に旧の非常勤嘱託職員から切替えを行った職に加え、冒頭申しあげたセーフティネット保証における認定審査関係業務にかかる職について会計年度任用職員として任用を行っているところです。

会計年度任用職員の任用などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、業務内容や業務量を勘案のうえ、引き続き適切に行ってまいります。

「大規模災害」かかる行政対応につきましては、近年の数次にわたる災害への対応についての検証を踏まえ、大阪北部地震並みの大災害発生時においても職員が速やかに参集し初動体制を確保できるよう、一昨年度に局災害応急対策実施マニュアルの改訂・整備を行いました。引き続き、必要な対応・対策の検討を行ってまいります。今後のマニュアル改訂に伴い勤務労働条件にかかわる事項が生じた際は、皆様方と十分に協議を行い、誠意を持って対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

経営形態の変更などの管理運営事項につきましては、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、それによって職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として、時機を逸することなく誠意をもって対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（組合）

ただ今、「真に必要な公共サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならない」とした基本的な考え方が示された。

我々としても、事務事業の見直しそのものを否定するものではないが、単なる数字合わせ的な人員削減は許されるべきではなく、「人員マネジメント」に関わっては、申し入れの趣旨を踏まえ、あくまでも「仕事と人」の関係整理にもとづいた慎重な検討と、それに見合った要員配置を行うよう強く求

めておきたい。

また、「事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行う」とするならば、行政責任と使用者責任が十分果たされることは当然であり、勤務労働条件に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行った場合については、「仕事と人」の関係整理にかかる内容について、及び「自らの判断と責任」に至った考え方について、情報提供を行うよう求めるもので、この点についても認識を確認しておきたい。

そのうえで、何点かにわたり口頭で補足したいので合わせて回答をお願いします。

令和2年度末に再任用職員の任用期限が満了となる職員の業務については、当然にその業務区分にあたる職責の職員が補充されることと認識しているが、相違する場合は業務区分の関係整理について説明を求める。

ワークライフバランスの推進について、職制が管理監督者として率先して取得する以前に、職員が取得しやすい体制を構築することが必要ではないかと認識しているが、現状は職制が率先して取得することのみが先行している。そのことによって、組合員の勤務労働条件に負荷がかかっていることが見受けられるが、どのように改善するのか。

「セーフティネット保証4号」等の認定業務や「営業時間短縮協力金」交付等の業務にかかり、この間継続して行われおり、臨機の対応も行えるよう「仕事と人」の関係整理にもとづいた慎重な検討と、それに見合った要員配置を求める。

施設整備課において、令和3年度より各施設の大規模改修の実施が予定されており、業務量の増が想定されるが、要員の配置によっては職員の勤務労働条件に多大な影響があることから次期体制について早急に示すよう求める。

(所属)

ただいま、組合側から数点にわたり指摘を受けたところです。

令和2年度末に任期満了となる再任用短時間勤務職員について、応募者の減少によりやむを得ず令和3年度以降の配置が行えない職については、新たに会計年度任用職員を任用する予定とされているところです。先述のとおり、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編等については管理運営事項であり、職制が自らの判断と責任において行うものではありませんが、再任用職員と会計年度任用職員では職責等が異なることを踏まえ、当該職及びその業務グループの職員の業務内容や業務量について整理を行い、引き続き適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

ワーク・ライフ・バランスの推進に関しましては、多様な働き方を認め合い、協力し合える職場づくりをめざし、管理監督者自らが率先して年休の計画的取得やテレワーク等に取り組んでいるところです。また、テレワーク用IDを職員数の半数の割合となるよう各課へ配付する等、柔軟な働き方の実現や、職場実態に応じた働きやすい環境整備を行うべく、各種取組みを行っています。

職制としましては、局内のすべての課における年休取得及び超過勤務状況を定期的に確認し、各管理監督者に積極的な取得勧奨や業務の効率化に努めるよう指導を行うほか、引き続き適切な労務管理を行ったうえで、組合員に負荷がかかることのないよう、職員一人ひとりが働きがいをもって働き続けることができる職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

「セーフティネット保証4号」等の認定業務や「営業時間短縮協力金」交付等業務につきましては、今後の国等の動きも注視しながら中小企業支援に最大限対応していきたいと考えており、先述のとおり、4月以降、業務内容と業務量に見合った適切な執行体制を構築できるよう努めてまいります。

また、施設整備課において令和3年度から予定されている大規模改修の実施にかかり、体制強化の必要性等は認識しているところであり、4月以降、業務内容と業務量に見合った適切な執行体制を構築できるよう努めてまいります。

いずれにしましても、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案、それに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、それによって職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします

(組合)

ただいま、所属から、次年度の業務執行体制にかかる勤務労働条件についての考え方が示されたが、この間において業務繁忙職場の改善には至っておらず、職員の超過勤務や有給休暇の未取得によって業務が補填されている状況にある。我々としては、人員の配置が適正に行われていると理解できる状況には至っていない。引き続き人員マネジメントにおける削減状況と業務執行体制との関係について整理された時点で説明を求めておく。支部としては、現時点で判断に至る情報が全て示されるものではなく、今回示された内容から乖離し職場混乱をきたしていないかなど、我々としても引き続き状況を注視してまいりたいと考える。そのうえで、「2021年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保について」は本交渉において、勤務労働条件の変更はないこと（交渉事項なし）を確認しておくが、今後も職員の勤務労働条件に変更が生じた際には、誠意を持って協議・交渉を行うことを改めて求めておく。

また最後に、本日の内容については、新年度が差し迫っていることもあり、職場混乱が生じないよう、所属の責任として速やかに説明しておくよう再度求めておく。

(以上)